

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の周辺監視区域境界の変更等に係る保安規定変更認可申請に関する面談」
2. 日時：令和元年11月15日（金） 10時10分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁10階北会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
研究炉等審査部門
来住管理官補佐、三好安全審査官、川末安全審査官、本多安全審査官、石井係長、宮下原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
保安管理部施設安全課 担当者 他1名

5. 要旨

- (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、当日に補正書の提出があった原子力科学研究所の原子炉施設及び核燃料物質使用施設の保安規定の変更認可申請の補正内容等について、配付資料に基づき説明があった。
- (2) 上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について事実確認、コメントを行った。
 - 本申請については、日本原子力発電（株）（以下「原電」という。）における工事の進捗に合わせて、全4回での保安規定変更認可申請を予定しているが、原電側の工事時期見直しに伴い、第2回で申請予定としていた変更箇所について、第1回に含めることとしたため、今回、補正を行ったものであること。
 - 今回の周辺監視区域の変更に伴い、被ばく評価への影響がないこととして、既許可における被ばく評価の境界が、周辺監視区域境界の内側であるためとしているが、周辺監視区域境界、通常運転時の被ばく線量評価の境界及び事故時の被ばく線量評価の境界のそれぞれに求められる条件等を整理した上で、被ばく影響の観点から今回の変更によって問題が生じないことを説明する必要があること。
- (3) 上記（2）のコメントについて、原子力機構から了解した旨回答があった。

6. 配付資料

- (1) 原子力機構からの配付資料
 - ・ 原子力科学研究所の周辺監視区域境界の変更に伴う保安規定の変更について
 - ・ 原子炉施設保安規定核燃料物質使用施設等保安規定【周辺監視区域の変更について】